

災害時における災害広報活動の協力に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条の規定により浦安市（以下「甲」という。）とエフエム浦安株式会社（以下「乙」という。）は浦安市内に地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生の恐れがある時における災害広報活動に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、浦安市内に災害が発生し、又は発生の恐れがあり、乙の協力を必要とするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした応援要請書（様式第1号）をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他をもって要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 要請内容
- (3) 指示事項及びその他必要な事項

(要請に対する協力)

第3条 乙は、前条による甲の要請を受けたときは、とくに業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、他の業務に優先して要請に応じ協力するものとする。

(協力の範囲)

第4条 乙は、次の広報事項について協力するものとする。

1. 発生前

- (1) 予知情報及び関連情報
- (2) 市及び関係機関の事前体制と事前対策
- (3) 正確な情報の入手方法の周知
- (4) 沈着冷静な行動の要請（災害時の心得、注意事項）
- (5) 防災上必要な事項の要請（規制、被害の防止対策）
- (6) その他、甲から要請のあったもの

2. 発生後

- (1) 災害の発生状況
- (2) 被害の状況
- (3) 市及び関係機関が講じた応急対策の状況
- (4) 市民に対する勧告、指示、要請、規制等
- (5) 救援・救護並びに医療活動の状況
- (6) ライフライン・交通機関等の復旧状況
- (7) その他、甲から要請のあったもの

(費用の負担)

第5条 甲の要請に基づく災害広報活動に要した費用は、乙が負担するものとする。

ただし、災害等が長期にわたり継続する場合の災害情報等の放送料金は、甲・乙協議して定めるものとする。

(補 償)

第6条 甲の要請に基づき災害広報活動に従事した乙の社員が広報活動中に被災した場合は、千葉県総合事務組合非常勤職員公務災害補償等に関する条例（昭和44年千葉県市町村総合事務組合条例第14号）の例に準じて甲が災害補償を行うものとする。

(協 議)

第7条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑

義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

(連絡責任者)

第8条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定めておくものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定は平成11年6月4日から適用し、平成12年3月31日までとする。

ただし、甲又は乙から期間満了1か月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定を1年間更新し、以後同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、各自1通を所持する。

平成11年6月4日

甲 浦安市猫実1丁目1番1号

浦安市

浦安市長 松崎秀樹

乙 浦安市猫実4丁目7番22号

たかみビル9F

エフエム浦安株式会社

代表取締役社長 北村玲亮